

# 産業建設常任委員会審査日程

日 時 平成30年6月15日（金）  
午前10時～  
場 所 第1委員会室

## 審査内容

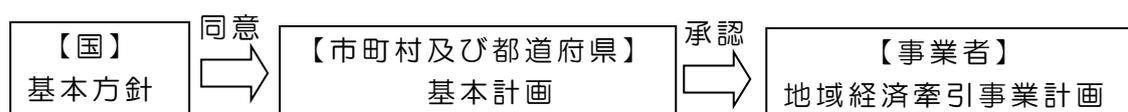
- 1 議案第56号 山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の制定について
- 2 閉会中の継続調査事項について

# 地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）の施行に係る固定資産税の減免に係る条例の制定について

## 1. 概要

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援する。

国の基本方針に基づき、県が基本計画を作成し、国が同意する。同意された基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業計画を県が承認する。



## 2. 根拠法令

地域未来投資促進法（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）

## 3. 山口県における基本計画

### ①成長ものづくり分野

計画概要：山口県の強みである産業の集積やインフラを活用した成長ものづくり分野において、県と市町が一体となって、高い付加価値を創出し、地域に対して経済的波及効果を及ぼす事業の実施を促進することにより、地域経済の好循環の創出を目指す。

計画期間：平成29年9月29日～平成35年3月31日まで

### ②農林水産、地域商社分野、第4次産業革命分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり分野、再生可能エネルギー分野、ヘルスケア分野

計画概要：山口県の強みのある県内農林水産物や多彩な観光資源を活用した農林水産、観光等の分野において、県と市町が一体となって、高い付加価値を創出し、地域に対して経済的波及効果を及ぼす事業の実施を促進することにより、地域経済の好循環の創出を目指す。

計画期間：平成29年12月22日～平成35年3月31日まで

## 4. 主な支援措置

- ・ 法人税等の課税の特例（国税）、不動産取得税の課税免除（県税）
- ・ 固定資産税の課税免除（市税） ※3年間
- ・ 事業者からの事業環境整備の提案への対応、産業用共用施設の活用、人材確保・育成支援 等

⇒条例を制定することにより、計画を承認された企業が固定資産税の課税免除の支援措置を受けることができる。

## 閉会中の継続調査事項について

委員会名	調 査 事 項	調査期間
産業建設 常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商業及び工業に関すること</li> <li>・ 企業立地に関すること</li> <li>・ 労政に関すること</li> <li>・ 公共交通に関すること</li> <li>・ 農業、林業、畜産業及び水産業に関すること</li> <li>・ 地方卸売市場に関すること</li> <li>・ 小型自動車競走事業に関すること</li> <li>・ 道路及び橋梁<small>りょう</small>に関すること</li> <li>・ 河川及び港湾に関すること</li> <li>・ 都市計画に関すること</li> <li>・ 駐車場事業に関すること</li> <li>・ 都市開発に関すること</li> <li>・ 公園及び緑地に関すること</li> <li>・ 下水道及び農業集落排水に関すること</li> <li>・ 建築及び住宅に関すること</li> <li>・ 水道事業に関すること</li> </ul>	平成30年9月 定例会前日まで 継続して閉会中 調査する